

凡例 問合わせ(申込先) HP ホームページアドレス Eメールアドレス

日本橋地域に私立認可保育園 「あい保育園水天宮」を開設します

開設予定日など
9月1日(火)
保育園の所在地・定員などは別表1のとおりです。
開設にあたり、9月1日入園・転園・延長保育の申込みを受け付けます。

申込資格
集団保育が可能で、保護者の就労や病気などの理由により、ご家庭でお子さんを保育することができない方

対象年齢
別表2のとおり
別表3のとおり
提出書類
別表3のとおり
申込受付場所・期間
9月1日入園の受付期間などは別表4のとおりです。
詳しくは「平成27年度 保育園のごあんない」をお読みください。

◎各申込書類は直接受付場所に提出してください。郵送での申込みは受け付けません。

別表1 新規開設保育園の名称・所在地・定員(募集人員) (単位:人)

保育園名(事業者名)	所在地	定員総数	0歳児					延長定員	
			7カ月	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児		5歳児
あい保育園水天宮((株)アイグラン)	日本橋蛸殻町1-29-9 ネオテック水天宮ビル1・2階	60	6	16	16	16	6	なし	15

◎入園可能年齢は、4月1日現在の満年齢です。
◎0歳児クラスの入園可能月齢は、入園を希望する月の1日現在の月齢です。
◎開所時間は午前7時30分から午後6時30分までです。延長保育は午後7時30分までです。
◎延長保育は1歳児クラス以上から行います。
◎新園の5歳児については今年度募集しません。

別表3 提出書類

申込みの区分	提出書類
入園の申込み	・「子どものための教育・保育給付支給認定申請書 兼 保育所入所申込書」 ・保育ができないことを証明する書類(※1) ・所得を証明する書類(※2)
入園希望園、希望順位の変更など	・「保育所入所申込事項等変更届」 ・保育ができないことを証明する書類(※1)
現在認可保育園などに通っている方で、転園を申込み	・「保育所転園申込書」 ・保育ができないことを証明する書類(※1)
月極延長保育の申込み(1歳児クラス以上)	・「延長保育申込書」 ・「勤務証明書(延長保育用)」

(※1) 保育ができないことを証明する書類: 勤務証明書(外勤用、自営・内職用)、診断書、母子手帳など
(※2) 所得を証明する書類: 平成27年度課税証明書(平成27年1月1日現在中央区に住居登録があり住民税を申告済みの方を除く)または海外からの転入などにより日本で課税されていない方は平成26年分年間収入申告書(会社発行の給与等支給証明を添付)
◎その他、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。
◎必要書類の提出がないと入園の利用調整の対象となりませんので、ご注意ください。

別表4 申込受付場所・期間

下記の申込受付場所において「平成27年度 保育園のごあんない」を配布しています。

申込受付場所	9月入園等受付期間
・区役所6階子育て支援課 保育入園係 ・日本橋・月島特別出張所 ・中央区保健所 ・日本橋・月島保健センター ・各認可保育園(※)および各認定こども園	7月1日(水)～31日(金)(土・日曜日、祝日を除く) 午前8時30分～午後5時 ◎期間中、各認可保育園、認定こども園では土曜日も午後5時まで申込みを受け付けます。

※平成27年9月に新規開設する園を除きます。

別表5 保育園入園出張相談(7月分)

会場	日時
日本橋区民センター1階	7月14日(火)、23日(木) 午前9時30分～午後4時30分
月島区民センター1階	7月1日(水)、24日(金) 午前9時30分～午後4時30分
中央区保健所1階	7月17日(金) 午後1時30分～4時30分
日本橋保健センター4階相談室1	7月22日(水) 午前9時30分～正午

◎保育園入園出張相談は年間を通じて実施しています。8月以降の日程については、区のホームページをご覧ください。

リー保育園八丁堀およびクイキッズに入園の方で、転園を希望する場合は「保育所転園申込書」、「保育ができないことを証明する書類」を提出してください。

◎入園申込みなどに関する全ての書類は、申込締切日までに提出してください。受付期間内に提出されない場合は利用調整の対象となりません。

保育の必要性の認定申請
今年度初めて保育園入園を申込み方は、保育の必要性の認定申請(支給認定申請)が必要です。

保育の必要性の認定申請は保育園の入園申込みと同時にを行います。

入園待機中で新園に入園を希望する場合は、既に平成27年度の認可保育園の入園申込みをしている方で、新規開設保育園への入園を希望する場合は、希望園を追加・変更する必要があります。「保育所入所申込事項等変更届」に変更後の希望園を記入してご提出ください。

転園を希望する場合
現在、お子さんが認可保育園または認定こども園、保育園または支援課保育入園係

中央区子ども・子育て会議の 委員を募集します

・所定の応募用紙
・作文 テーマ「中央区の子育て支援のあり方について」(800字程度)
◎作文は、区が策定した「中央区子ども・子育て支援事業計画(中央区)」の第1章から第3章までをご覧の上、テーマに対する考えをお書きください。なお、計画の内容については区のホームページをご覧ください。

◎応募用紙は区役所、日本橋・月島特別出張所に置いてあります。また、区のホームページからもダウンロードできます。

選考方法
・1次選考 書類審査
・2次選考 面接(1次選考通過者のみ)
8月3日(月)から7日(金)までの間で実施予定
◎選考結果は必ずしも応募者全員に通知します。

報酬
委員には、会議出席ごとに、区で定める基準に基づき報酬をお支払いします。
〒104-8404
中央区築地1-1-1
子育て支援課保育計画指導係
☎(3546)5681

転をなくしましょう。
・お酒を飲んだら絶対に運転はしない。
・お酒を飲んだ人には車を貸さない。
・運転する人にはお酒を出さない・すすめない。
・お酒を飲んだ人に運転をさせない・同乗しない。
皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

環境政策課交通対策係
☎(3546)5443

中央区子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援に関する施策の総合かつ計画的な推進に必要事項およびこれらの施策の実施状況などについて審議を行う区の附属機関です。

区民の皆さんから幅広いご意見を頂くため、委員として会議に参加して下さる方を募集します。

なお、公募委員以外の委員は、学識経験者や子育て支援事業従事者などで構成される予定です。

応募資格
次の全てに該当する方
・区内在住の方
・0歳から小学生までのお子さんがいる保護者またはこれから子育てを考えている方で、子ども・子育てに関する心のある方

任期
2年(平成27年9月から平成29年8月までの予定)

応募方法
7月24日(必着)までに次の書類を郵送または持参して応募する。

心のある方
・国または地方公共団体の議員および常勤の公務員以外の方
・本区の他の附属機関の委員などに就任していない方
・年3回程度、平日夜間(午後6時30分から2時)程度に開催される「中央区子ども・子育て会議」に出席できる方

◎お子さんの保育が必要となる場合は託児対応をします。

これから夏本番を迎え、レジャーや帰省などでお酒を飲む機会が増え、飲酒運転が増加する傾向にあります。

7月1日から7日までの1週間「飲酒運転させない TOKYO キャンペーン」が実施されます。

飲酒運転は、重大な交通事故につながる悪質・危険な犯罪で、厳しく罰せられます。私たちのまちを安全で安心なまちにするために、一人一人が次の点に心掛けて、飲酒運